

2024 年度 若手・女性研究者奨励金 レポート

研究課題	企業の持続可能性に係る取締役の義務と責任に関する比較法的考察
キーワード	①サステナビリティ（持続可能性）、②取締役の義務と責任、③株主代表訴訟

研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏 名	コウヤマ シズカ 神山 静香
配付時の所属先・職位等 (令和6年4月1日現在)	実践女子大学 人間社会学部ビジネス社会学科 専任講師
現在の所属先・職位等	実践女子大学 人間社会学部ビジネス社会学科 専任講師
プロフィール	2015 年中央大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程後期課程修了。(博士(法学))。米国企業の日本法人での勤務を経て、大学院にて博士(法学)学位を取得。専門は会社法。取締役の義務と責任、コーポレートガバナンス、M&A 法制、公開買付規制、証券訴訟等、会社法と資本市場法制・証券法が交錯する領域の問題を米国州会社法や連邦証券法との比較法学的な観点から研究している。

1. 研究の概要

現代社会では、労働環境における人権侵害、環境への負荷による気候変動・自然災害リスクの増大、軍事紛争やサイバー攻撃による国家の経済安全保障への影響等、持続可能性に係る多様なリスクへの対応が求められる。米国では、2019 年以降、航空機事故やサイバー攻撃による大規模な情報漏洩等を引き起こした会社の取締役に対し、合理的な情報収集のための内部統制システムの構築又は運用・監視を継続的・組織的に怠り、不正行為や法令違反行為の兆候を意識的に無視してリスクを調査、是正する義務を懈怠し、会社に損害を与えたとして、米国州会社法上の信認義務違反に基づく損害賠償責任を追及する株主代表訴訟が相次いで提起された。

本研究では、米国法を考察対象とし、取締役に民事責任のサンクションを課すことによって、会社が事業活動によって社会に課したコスト、すなわち、外部不経済の回復や公益の保護等を実現することの妥当性について考察した。

2. 研究の動機、目的

米国では、会社の事業活動によって生じる外部不経済等の社会的コストについて、公法的規制により特定のステークホルダーや社会が負担すべきとの見解がある。一方で、会社法上の取締役の損害賠償責任によって外部不経済（社会的コスト）を生じさせた者にコストを内部化させ、最適な抑止を図ることの是非について論じる見解がある。外部不経済による被害者の損害が填補されるわけではないが、近年、会社が社会に課したコストを回復し、社会正義を実現する手段として株主代表訴訟が活用されており、米国は、会社法によって、広く社会的利益を保護する方向に舵を切ったとも評される。様々な見解が交錯するなかで、取締役が経営判断において依拠すべき法規範と理論的根拠を明らかにする必要があると考えた。会社法上の内部統制システム構築・運用に係る取締役（会）の意思決定は事業リスクの評価を伴う。リスクが事業戦略や財務に与える影響を評価し、人的・経済的資源の投入について費用便益分析に基づく判断を要することから、判例、学説上では、取締役に広い裁量が認められると解されてきた。しかし、米国では、2019 年以降、取締役に経営資源等に合わせて内部統制システムを設計する

広い裁量があるとの原則を示しつつ、会社の中核事業に関わり、外部から高度な規制を受ける“ミッション・クリティカル”リスクについては、法令で要求される水準を超えて、より厳格な基準で監視すべきであるとして経営判断原則の適用を排除し、取締役の裁量を制限する判決が現れた。法解釈論の点で裁判所の立場に変化がみられ、リスクが顕在化した場合の損害規模や事業の公益性が考慮されたとも解されることから、公正で倫理的な企業行動を求める社会の要請を受けて、取締役の信認義務の範囲を法令遵守リスクから持続可能性に係る事業リスクの監視にまで拡張すべきか活発な議論が展開された。もっとも、株主代表訴訟は、会社が被った損害について、株主が会社に帰属する提訴権を会社のために代位行使するものである。外部不経済を生じさせた会社自らコストを回収する株主代表訴訟を社会正義の実現手段とすることに疑問を呈する見解や取締役の権限と責任の適切なバランスを模索してきた米国会社法の長所を損なうとの批判的見解が主張された。わが国でも、2022年の東京電力株主代表訴訟東京地裁判決において、取締役の裁量的判断に委ねられるべき内部統制システムの設計や水準について、取締役の裁量を制限する高度な審査基準が適用されたと解し得る判断が示されたことから、米国の議論状況を整理し、わが国の取締役の民事責任制度への示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の結果

本研究では、明白な実定法違反がない場合でも、取締役が内部統制システムの構築・運用監視を怠ったことでリスクが顕在化し、株主や株主以外の多様なステークホルダーに甚大な被害が生じた場合は任務懈怠責任が成立するのか、また、取締役のいかなる行為や不作為が取締役に個人的な損害賠償責任を負わせるだけの違法なものかと判断されるのかという問題について、現時点での米国の判例法における理論の到達点と裁判所の判断の背後にある理論的根拠を明らかにした。研究の成果は、論文「内部統制システム構築および運用・監視に係る取締役の損害賠償責任～米国の株主代表訴訟と会社補償・D&O保険～」(国際商事法務 Vol. 52, No7 (2024年7月))、国際取引法学会 2024 年度中間報告会にて「企業不祥事と取締役の責任」(2024年9月)とのテーマで公表した。また、2025年9月、論文「サイバーセキュリティリスクと内部統制システム構築義務～米国における株主代表訴訟を通じた取締役の責任追及の観点から～」(比較法雑誌第 59 巻第 2 号)が刊行される予定である。

4. 研究者としてのこれからの展望

取締役の損害賠償責任の根拠となる会社法上の善管注意義務と忠実義務は、委任契約に基づき会社に対して負う義務と解されてきたが、近年、会社の構成員である総株主の利益の最大化を図る義務と解する株主利益最大化原則が有力説となっている。一方、コーポレートガバナンスの国際的潮流として、ステークホルダー資本主義モデルへの転換が有力に提唱され、経営判断において、株主の利益を考慮するだけでなく、多様なステークホルダーの利益を比較し、会社が生み出す産物や価値の配分を決定する義務を取締役に課すべきとの見解もある。取締役が経営判断において依拠すべき法規範が明確でないことは経営判断における萎縮をもたらす。わが国企業の発展に寄与することのできる法制度の確立に向けて、公正性と効率性の観点から、取締役の民事責任の制度設計について研究を進展させたいと考える。

5. 支援者（寄付企業等や社会一般）等へのメッセージ

この度は、女性研究者奨励金に採択していただき、心より感謝申し上げます。今回、ご支援を賜りましたことにより、米国の新たな学説や最新の判例、先端的な議論を研究に取り込むことができ、わが国の法制度に関する研究を比較法的観点から発展させることができました。

本研究にご支援を賜りました日本私立学校振興・共済事業団の皆様、また寄付を賜りました皆様、社会の皆様に厚く御礼申し上げます。研究成果を社会に還元できるよう、より一層、研究に邁進してまいります。

